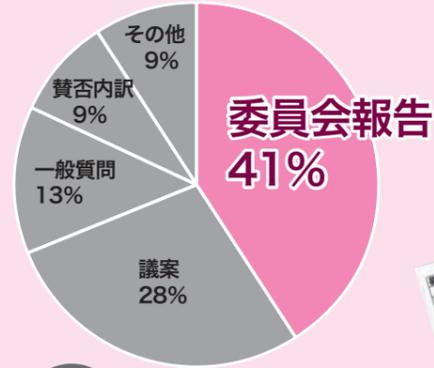


「聴く・動く」寄居町議会！ 第2弾

“委員会ページ、改善します”

議会だよりで読まないと思うページは？



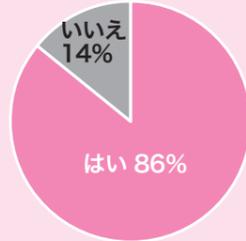
その理由は？

“文字ばかりで読む気になれない”
“毎回、同じような内容ですね”
“文章も堅苦しい感じ…”

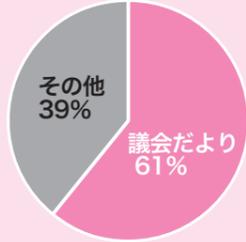
議会だより81号の特集「議員が歩いて・話して・聴いた50人の声」から見てきたことのひとつが「議会に関心があり、議会の情報は議会だよりから得ている方が多いが、委員会報告ページが一番読まれていない」というものでした。広報広聴特別委員会では早速、次号からの紙面改善を決定、掲載方針を検討しました。次号にご注目ください！



議会に関心がありますか？



議会の情報をどこから得ていますか？



次号から ↓ こうします！

- 読みやすい文章
- ポイントがわかる
- グラフや図解の工夫
- 内容がわかる見出し
- 臨場感のある写真



議会基本条例を皆さんと一緒に考えていきたいから！



寄居町公式HP
パブリック・コメント概要

パブコメ 始めます！

地方自治体の役割が増大する中、議会と議員のあり方、議会改革の継続などの基本的な事項を定める「議会基本条例」を制定する議会が増えていきます。

このたび寄居町議会でも、議会基本条例の制定に向け、広く皆さんから意見を募る「パブリック・コメント(*2) (通称パブコメ)」を実施します。たくさんのご意見、お待ちしております。

意見募集と資料閲覧の期間

3月1日(水)～30日(木)
※上記期間の開庁日のみ

資料を閲覧できるのは
寄居町議会事務局(役場3階)
男衾・用土両連絡所
町公式ホームページ

意見の提出方法は

郵送・FAX・電子メール・持参(議会事務局へ)

※意見は所定の用紙に記入してください。用紙は資料閲覧場所にあるほか、町公式ホームページからも入手できます。

県内ですすでに議会基本条例を制定しているのは、15の市と次の7町です。
とかがわ町(2008年)・二芳町(2009年)・嵐山町(2011年)・宮代町(2011年)・伊奈町(2013年)・杉戸町(2015年)・滑川町(2016年) ※2016年3月31日現在

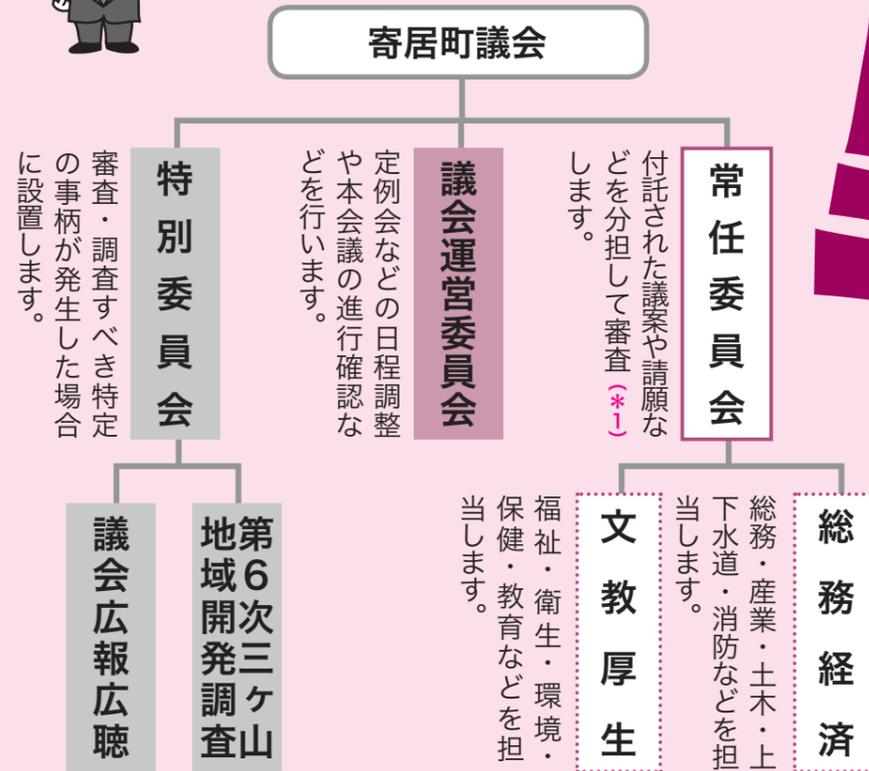


聴く 動く

「そもそも、委員会って何をしているの？」という声もありました。改めてご紹介します。



寄居町議会の委員会構成はこうなっています



審査・調査すべき特定の事柄が発生した場合に設置します。

定例会などの日程調整や本会議の進行確認などを行います。

付託された議案や請願などを分担して審査(*1)します。

福祉・衛生・環境・保健・教育などを担当します。

総務・産業・土木・上下水道・消防などを担当します。

総務 経済

文教 厚生

委員会の役割は？
議会に提出された議案や請願などは本会議で議決されますが、すべてを本会議で行うと時間もかかり、詳細な審議(*1)ができません。そこで少人数の議員で構成する「委員会」を設け、本会議前に予備的審査を行っています。寄居町議会には「総務経済」「文教厚生」の2つの常任委員会があり、担当する分野ごとに分担して審査等を行っています。町民の皆さんから提出される請願も、内容に応じて常任委員会に振り分けられ、審査されているのです。
次号、ご期待ください！

議会だより81号の特集で「読まないと思うページは？」と伺ったところ、一番多かったのが委員会報告でした。これを受けて、議会では「聴く・動く」第2弾として、議会の「委員会」について、改めて知ってもらおうことから始めることにしました。ぜひ、ご覧ください。(7ページまで続きます)

(*2) パブリック・コメント…意見公募手続きのこと。町などの行政機関は政策実施のため、条例等を定めます。これに当たり、事前に案を公表し、広く意見を募集する手続きのことです。

(*1) 審議と審査…審議は、議会の本会議で議案等の提案説明を聞き、質疑・討論を重ねて表決する一連の過程のこと。審査は、委員会で付託を受けた議案等について質疑・論議し、委員会としての結論を出す過程のことです。